

浅建発第 316号
平成15年3月11日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所長 児玉好史様

滋賀県東浅井郡浅井町
浅井町長 角川



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料」に対する意見について

平素は、当町河川事業につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回、「淀川水系河川整備計画」の策定に向けて、現段階での整備計画（案）を示されたことにつきまして、下記のとおり意見を申し述べます。

記

当町は、淀川水系上流部の支川（姉川・草野川）の沿川に位置するところにあり、毎年、台風時期には河川水位が異常に高くなり、堤防敷きの護岸を越える状況にあります。現在、河川は長年に亘り堆積された土砂により川床が高くなり、さらには柳の木などの雑木が河床に繁茂し、流れを遮るなどの状況が重なって異常水位の原因となっております。毎年、県にお願いをしておりますが、なかなか要望どおり、浚渫、雑木の伐採等の事業実施がしていただけないのが現状であります。

高水位が長時間続きますと、護岸は浸食され脆弱な堤体は決壊することにもなります。

河川の沿川地区にとりまして、住民の人命と財産を守るのは当然のことであり、河川管理者の国・県においも当然であろうと考えます。

今回、河川法改正により、「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と安全」が目的に追加されたことにより、ややもすると環境面への重視が先行し、治水面での施策がなおざりになってしまう恐れも考えられます。

環境面での配慮も大切であります。河川整備の基本は、あくまでも治水であることを再認識したものでなければならぬと考えます。

また、「丹生ダム」については、ダムが自然環境に影響を及ぼすのではないかとということで、計画の見直しが上がっておりますが、ダムが人々の生命と財産を守り、引いては自然環境を守るものと考えます。もしダムが出来ない場合は河川の大幅な改修が必要となり、かえって自然環境に大きく影響を与えかねないことにもなります。このようなことから、「丹生ダム」の早期完成は勿論、治水事業が充実したものとなるよう「河川整備計画」に反映させていただきたくご意見を申し述べさせていただきます。